

提供日 2026/04/01  
タイトル 住民監査請求の受理  
担当 監査委員事務局監査課  
連絡先 監査班  
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

静岡県職員への給料の支給に関する住民監査請求を令和8年3月16日に受け付け、令和8年3月30日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、当該住民監査請求のうち、令和7年3月16日以降の給料の支給に関する請求については受理して、監査を実施することを決定した。

### 1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

### 2 監査対象機関

静岡県健康福祉部政策管理局総務課  
静岡県総務部人事課

### 3 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :  
健康福祉部

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

前知事がA\*に文書訓告処分(添付資料によると令和3年3月)をしてから、令和7年5月9日に懲戒免職にするまでの勤務に対してAに支払った給料の全て

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

Aは、令和7年5月9日に懲戒免職処分を受けた。前知事から書面により注意を受けていたにもかかわらず、その後も虚偽を用いて副業を続け、総額約2,740万円を得ていた。令和6年8月の県職員による通報以降も、県行政に対して虚偽の説明を繰り返し、給料をもらい続けてきた行為は、民法上の詐欺であり、地方公務員法違反である。一部の者の奉仕者であったことは明らかであり、公務員として憲法違反を犯していた。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

支出した給料等が全て損害。

どのような措置を請求するのか。:

(1) Aに対して、給料の全額を返還請求すること。

\* 個人情報等に係る原文の記載について、Aで置き換えてあります。

- (2) Aに対して、静岡県職員の名誉を傷つけたとして、副業で得た2,740万円を静岡県に納めるよう請求すること。
- (3) Aが上記(1)(2)の請求に対して履行しない場合は、Aの身元保証人に同額を請求すること。

#### 4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、令和8年5月15日(金)までに監査結果を出す。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内)